

# 第1章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

---

母子家庭や父子家庭、寡婦のいわゆるひとり親家庭では子育てや家計を母又は父が一人で担うこととなります。本市が平成29年8月に実施した、「子どもの生活に関する実態調査」（以下「アンケート結果」）による相対的貧困率は12.96%であるのに対し、母子世帯だけでみると27.0%、また父子世帯だけでは13.9%と、ひとり親家庭の相対的貧困率は他の世帯類型に比して高い状況にあり、特に母子世帯は経済的に困窮しているという実態がうかがえます。

ひとり親家庭では収入、住居、健康の面等で様々な困難に直面することが多く、子どもの成長に対する影響が懸念されます。子どものしあわせを考え、ひとり親家庭の自立の促進を図りながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

このようなひとり親家庭の現状に対応するため、国においては、平成14年に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表し、これを受けて平成15年には「母子及び寡婦福祉法」を改正して、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援の強化を図ってきました。また、平成20年から5年間の新たな「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、地方自治体では、より一層の支援を推進していくことが求められました。

本市では、平成18年3月に「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（以下「第1次計画」という。）を、また、平成23年3月には「第2次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（以下「第2次計画」という。）そして平成28年3月には「第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。この計画に基づき、ひとり親家庭の自立支援を的確かつ総合的に推進していくために、関係機関と連携を図りながら支援の充実に努めてきました。

しかしながら、ひとり親家庭は微減傾向にあるものの、多種多様な支援を必要とする世帯が増加しています。また、近年の経済情勢の停滞や地域コミュニティの希薄化等による子育ての孤立感・負担感の増加等にともない、ひとり親家庭を取り巻く環境はさらに厳しい状況にあります。

アンケート結果をみると、ひとり親世帯では子どもの教育・進学・将来等に不安を感じている人が多く、経済的な問題から子どもの進学や学力向上等を諦める様子もうかがえます。また、とりわけ母子家庭では現在の最終学歴が中学校卒業であり無職という母親の割合が高いことや、母子家庭・父子家庭ともに親の学歴が中学校卒業の場合の就労収入は100万円未満の割合が高いという結果からも、親の学歴が子どもの生活の質や学力等に及ぼす影響は大きいと考えられます。

また、子どもを塾に通わすことができなかった、子どもの進路を変更、進学させられないといった経済的なことを要因として、多くの子どもが経験することを経験させられない状況、いわゆる「ライフチャンスのはく奪」についてもみえてきました。

こうした「子どもの貧困」とも呼べる状況は、子どもの現在の生活の質のマイナス要因になるだけでなく、貧困の連鎖として子どもが成長した後の就業や所得にも影響を及ぼすものと考えられます。子どもたちには、変化の著しい社会の中でも生き抜く強い意志と活力が必要であり、目標を持って、それを実現できるような人生を歩める教育が人間形成過程において、必要と考えます。子どもたちが自ら人生を切り開くことができる力を身につけるための支援に、市が取り組むべき課題があります。このことから、本市では平成 30 年 3 月に「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定し、子どもの居場所づくりを支援する事業などにも取り組んでいます。ひとり親世帯への包括的な支援に向けて、東大阪市子どもの未来応援プランと連動し、一体的に取り組むことを目的にした、第 4 次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

---

### (1) 法律上の位置づけ

- この計画は、東大阪市におけるひとり親家庭の自立支援を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。
- この計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 12 条の規定及び国の基本方針に基づき策定するものです。

### (2) 関連計画との関係

この計画は「東大阪市子どもの未来応援プラン」と整合性を図りながら策定するものです。今後は、ひとり親家庭の親への自立促進・支援だけではなく、その世帯に属する子どもへの支援の強化を効率的・効果的に図っていくために、東大阪市子どもの未来応援プランとの連携を図って、一体的に支援を推進していきます。

## 3. 計画の対象

---

この計画の対象は、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭の親子、寡婦）とします。

母子家庭：配偶者のいない母が 20 歳未満の子どもを扶養している家庭

父子家庭：配偶者のいない父が 20 歳未満の子どもを扶養している家庭

寡 婦：配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の子どもを扶養していたことのある方

## 4. 計画の期間

---

この計画は、令和 3 年度を初年度とし、令和 4 年度を目標年度とする 2 年間の計画です。

なお、令和 5 年以降の取り組みについては、「東大阪市子どもの未来応援プラン」との一体的な計画実施を見据えて、検討を行ってまいります。

## 5. 計画策定の体制

---

### (1) 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による審議

計画策定にあたって、計画内容を検討し幅広い意見を求めるために、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において審議を行いました。

### (2) パブリックコメントの実施

計画の策定にかかる情報を市民に提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるため、令和3年1月4日から令和3年2月3日までの期間、パブリックコメントを実施しました。